

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第六十九條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第七十條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>
<p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とある</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とある</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二</p>

のは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九号第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平

のは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平

十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定によ

成二十三年法律第百七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号)と、「第六十九号第一項第四号」とあるのは「第二十号第一項第四号」と読み替えるものとする。

成二十三年法律第百七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号)と、「第七十号第一項第四号」とあるのは「第二十号第一項第四号」と読み替えるものとする。

る児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十六条</u> 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律<u>第二条第七項</u>に規定する弁護士職務従事職員に関する<u>第三十八条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法<u>第二十条第一項</u>に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律<u>第九条</u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第六十条</u> 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律<u>第二条第七項</u>に規定する弁護士職務従事職員に関する<u>四十二条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法<u>第二十条第一項</u>に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律<u>第九条</u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

○ 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>（保育）</p> <p>第七条 市町村は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合は、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>（保育）</p> <p>第七条 市町村は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じるに当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>（保育）</p> <p>第七条 市町村は、<u>保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第八八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）</p> <p>（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）</p> <p>（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に関する政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）による地域子ども</p>	<p>（目的）</p> <p>第八八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）</p> <p>（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）</p> <p>（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に関する政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）による地域子ども</p>	<p>（目的）</p> <p>第八八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）</p> <p>（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）</p> <p>（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に関する政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p>

も・子育て支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第九十九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のものうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものについては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものについては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

254 (略)

も・子育て支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第九十九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のものうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものについては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものについては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

254 (略)

(管理)
第九十九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

254 (略)

5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 子ども・子育て支援法第六十九條第一項各号に掲げる者からの拠出金

ロ 〃へ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ 子ども・子育て支援法第六十八條第二項の規定による交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)

ハ・ニ (略)

ホ 児童手当の業務取扱費

(削除)

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ニ (略)

ホ 子ども・子育て支援勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育て

5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 子ども・子育て支援法第七十條第一項各号に掲げる者からの拠出金

ロ 〃へ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ 子ども・子育て支援法第六十九條第二項の規定による交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)

ハ・ニ (略)

ホ 児童手当の業務取扱費

(削除)

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ニ (略)

ホ 子ども・子育て支援勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育て

5 児童手当勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 児童手当法第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金

ロ 〃へ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ・ハ (略)

ニ 児童手当の業務取扱費

ホ 児童育成事業費

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ニ (略)

ホ 児童手当勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第

て支援法第六十九條第一項第一号の事業
主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費
ロ（略）

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百十二条 第三條第二項第一号から第五号ま
でに掲げる書類のほか、年金特別会計におい
ては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の
貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て
支援勘定に係るものを除く。）並びに前年度
及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益
計算書（子ども・子育て支援勘定に係るもの
を除く。）を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第百十三条 （略）

2 （略）

3 子ども・子育て支援勘定における一般会計
からの繰入対象経費は、児童手当法第十八條
第一項から第三項までに規定する児童手当の
支給に要する費用及び同條第五項に規定する
児童手当に関する事務の執行に要する費用で
国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支
援法第六十五條第三号に掲げる地域子ども・
子育て支援事業に要する費用で同法第六十八
條第二項の規定により国庫が負担するものと

て支援法第七十條第一項第一号の事業主
からの拠出金の徴収に係る業務取扱費
ロ（略）

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百十二条 第三條第二項第一号から第五号ま
でに掲げる書類のほか、年金特別会計におい
ては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の
貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て
支援勘定に係るものを除く。）並びに前年度
及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益
計算書（子ども・子育て支援勘定に係るもの
を除く。）を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第百十三条 （略）

2 （略）

3 子ども・子育て支援勘定における一般会計
からの繰入対象経費は、児童手当法第十八條
第一項から第三項までに規定する児童手当の
支給に要する費用及び同條第五項に規定する
児童手当に関する事務の執行に要する費用で
国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支
援法第六十六條第三号に掲げる地域子ども・
子育て支援事業に要する費用で同法第六十九
條第二項の規定により国庫が負担するものと

二十條第一項第一号の事業主からの拠出
金の徴収に係る業務取扱費
ロ（略）

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百十二条 第三條第二項第一号から第五号ま
でに掲げる書類のほか、年金特別会計におい
ては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の
貸借対照表及び損益計算書（児童手当勘定に
係るものを除く。）並びに前年度及び当該年
度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（児
童手当勘定に係るものを除く。）を添付しな
ければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第百十三条 （略）

2 （略）

3 児童手当勘定における一般会計からの繰入
対象経費は、児童手当法第十八條第一項から
第三項までに規定する児童手当の支給に要す
る費用及び同條第五項に規定する児童手当に
関する事務の執行に要する費用で国庫が負担
するものとする。

する。

4 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

2、7 (略)

8 子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

(子ども・子育て支援勘定の積立金)

第百十八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

する。

4 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

2、7 (略)

8 子ども・子育て支援法第七十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

(子ども・子育て支援勘定の積立金)

第百十八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

4 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

2、7 (略)

8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

(児童手当勘定の積立金)

第百十八条 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 毎会計年度一般会計から子ども・子育て

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 毎会計年度一般会計から子ども・子育て

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び児童手当勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 毎会計年度一般会計から児童手当勘定に

支援勘定に繰り入れた金額（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合
四六（略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第二百一十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一時借入金金の借換え等）

第二百一十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子ども・子育て支援勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。

2・3（略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・子育て支援勘定においては、当該各勘定の積

支援勘定に繰り入れた金額（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合
四六（略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第二百一十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一時借入金金の借換え等）

第二百一十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子ども・子育て支援勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。

2・3（略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・子育て支援勘定においては、当該各勘定の積

繰り入れた金額が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合
四六（略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第二百一十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（児童手当勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一時借入金金の借換え等）

第二百一十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。

2・3（略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は児童手当勘定においては、当該各勘定の積立金に属す

立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第

立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当(子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)以下「子ども・子育て支援法」という。第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第四十条の規定に

る現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

号。以下「子ども・子育て整備法」という。
（第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び「と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定により

よる改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び「と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」と

なお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、
第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第

あるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十二条、第百十三条第三項、第百十四条第八項、

三項並びに第二百二十条第二項の規定の適用については、第八八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百一十条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効

三項並びに第二百二十条第二項の規定の適用については、第八八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百一十条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効

第八十八条、第八十九条、第二百二十条第二項、第二百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第八八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百一十条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百一十条第五項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号イ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭

力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並

力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並

の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二

びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七
条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子
ども手当支給法第二十條第一項の規定により
適用される児童手当法の一部を改正する法律
附則第十一條の規定によりなおその効力を有
するものとされた平成二十四年改正前児童手
当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二
十二年度子ども手当支給法第二十條第二項の
規定により適用される児童手当法の一部を改
正する法律附則第十一條の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた平成二十四年改
正前児童手当法附則第七條第五項において準
用する平成二十四年改正前児童手当法第十八
條第二項」とする。

びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七
條第一項及び第三項並びに平成二十二年度子
ども手当支給法第二十條第一項の規定により
適用される児童手当法の一部を改正する法律
附則第十一條の規定によりなおその効力を有
するものとされた平成二十四年改正前児童手
当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二
十二年度子ども手当支給法第二十條第二項の
規定により適用される児童手当法の一部を改
正する法律附則第十一條の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた平成二十四年改
正前児童手当法附則第七條第五項において準
用する平成二十四年改正前児童手当法第十八
條第二項」とする。

十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴
収」と、「児童手当勘定」とあるのは「子ど
ものための金銭の給付勘定」と、第百十八條
の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子
どものための金銭の給付勘定」と、同條第一
項中「児童手当勘定」とあるのは「子ども
のための金銭の給付勘定」と、「及び」とある
のは「及び子ども手当交付金並びに」と、同
條第二項中「児童手当勘定」とあるのは「子
どものための金銭の給付勘定」と、同條第三
項中「及び」とあるのは、「及び子ども手当交
付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるの
は「子どものための金銭の給付勘定」と、第
百十九條中「児童手当勘定」とあるのは「子
どものための金銭の給付勘定」と、第百二十
條第二項第三号中「児童手当勘定」とあるの
は「子どものための金銭の給付勘定」と、「
第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十
二年度子ども手当支給法第十七條第一項及び
第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給
法第二十條第一項の規定により適用される児
童手当法の一部を改正する法律附則第十一條
の規定によりなおその効力を有するものとさ
れた旧児童手当法第十八條第一項及び第二項
並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二
十條第二項の規定により適用される児童手当

法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項と、第二百一十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

第三十一条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十條、第百一十一條第五項及び第六項、第百十二條、第百十三條第三項、第百十四條第八項、第百十八條、第百十九條、第百二十條第二項、第百二十一條並びに第百二十三條第一項及び第四項の規定の適用については、第百八條中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年法律第七号」という。）による子ども手当」と、第百一十一條第五項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百一十一條第五項中「児童手当勘定

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百一十一條第五項及び第六項、第百十三條第三項、第百十四條第八項、第百十八條第一項及び第三項並びに第百二十條第二項の規定の適用については、第百八條中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百一十一條第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百一十一條第五項及び第六項、第百十三條第三項、第百十四條第八項、第百十八條第一項及び第三項並びに第百二十條第二項の規定の適用については、第百八條中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百一十一條第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定

により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十

により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十

」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第三項

四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に關する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平

四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に關する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平

中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に關する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並び

成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十
十条第二項、第四項及び第六項の規定により
適用される児童手当法の一部を改正する法律
附則第十二条の規定によりなおその効力を有
するものとされた平成二十四年改正前児童手
当法附則第七条第五項において準用する平成
二十四年改正前児童手当法第十八条第二項
とする。

成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二
十条第二項、第四項及び第六項の規定により
適用される児童手当法の一部を改正する法律
附則第十二条の規定によりなおその効力を有
するものとされた平成二十四年改正前児童手
当法附則第七条第五項において準用する平成
二十四年改正前児童手当法第十八条第二項
とする。

に」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあ
るのは「子どものための金銭の給付勘定」と
、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子
ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定
」とあるのは「子どものための金銭の給付勘
定」と、第百十九条中「児童手当勘定」とあ
るのは「子どものための金銭の給付勘定」と
、第百二十条第二項第三号中「児童手当勘定
」とあるのは「子どものための金銭の給付勘
定」と、「第五項」とあるのは「第五項並び
に平成二十三年度子ども手当支給特別措置法
第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三
年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一
項、第三項及び第五項の規定により適用され
る児童手当法の一部を改正する法律附則第十
二条の規定によりなおその効力を有するもの
とされた旧児童手当法第十八条第一項及び第
二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特
別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項
の規定により適用される児童手当法の一部を
改正する法律附則第十二条の規定によりなお
その効力を有するものとされた旧児童手当法
附則第七条第五項において準用する旧児童手
当法第十八条第二項」と、第百二十一条並び
に第百二十三条第一項及び第四項中「児童手
当勘定」とあるのは「子どものための金銭の

繪本讀本「おとぎ話」

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止）</p> <p>第百三条（略）</p> <p>2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p>	<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止）</p> <p>第百三条（略）</p> <p>2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）に規定する総合こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p>	<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止）</p> <p>第百三条（略）</p> <p>2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p>